



J A F 公 認 準 国 内 競 技



第 3 回 J M R C オールスターラリー
2 0 0 8 年 J M R C 中 国 ・ 四 国 ラリーシリーズ第 6 戦

2008 オールスターラリー in 四国

特別規則書



開催日：2008年11月15日（土）～16日（日）

オーガナイザー：松山オートクラブ（MAC）



後援：JMRC全国協議会

協力：JMRC全国協議会ラリー振興事業委員会

JMRC北海道・JMRC東北・JMRC関東・JMRC中部
JMRC近畿・JMRC中国・JMRC四国・JMRC九州

目次

第1条	競技会の名称	1
第2条	競技種目	1
第3条	競技格式	1
第4条	開催日程	1
第5条	開催場所及び競技距離	1
第6条	競技内容	1
第7条	オーガナイザーおよび大会事務局	1
第8条	大会役員	1
第9条	競技会役員	1
第10条	タイムスケジュール	2
第11条	参加申込受付期日および受付先	2
第12条	参加手続きおよび参加受理	3
第13条	参加資格	3
第14条	参加車両・部門・クラス	3
第15条	乗員および車両の変更	4
第16条	公式車両検査およびゼッケン	4
第17条	ドライバースブリーフィング	4
第18条	計 時	4
第19条	ルートおよび指示事項	4
第20条	スタートおよび再スタート	5
第21条	タイムトライアル区間（SS）について	5
第22条	参加者の遵守事項	5
第23条	タイムトライアル区間（SS）での義務	6
第24条	チェックポイント（CP）およびパスクントロール（PC）	6
第25条	サービス	6
第26条	減点および成績	6
第27条	失格	7
第28条	抗議	7
第29条	公式通知	7
第30条	競技会の延期または中止	7
第31条	賞典および賞典の制限	7
第32条	本規則の解釈	7
第33条	損害の補償	7
付則1	スタート信号	8

[公示]

本競技会は、社団法人日本自動車連盟(JAF)の公認のもとに、国際自動車連盟(FIA)の国際モータースポーツ競技規則およびその附則、それに準拠したJAFの国内競技規則およびその附則、2008年JMRC中国・四国ラリーシリーズ一般規定および車両規定ならびに本競技会特別規則に従い開催される。

第1条 競技会の名称

第3回JMRCオールスターラリー
2008年JMRC中国・四国ラリーシリーズ第6戦
「2008 オールスターラリーin四国」

第2条 競技種目

ラリー競技開催規定の附則「第2種アベレージラリー開催規定」に従った
スペシャルステージを含む第2種アベレージラリー

第3条 競技格式

JAF公認：準国内競技 JAF公認番号：2008-7020

第4条 開催日程

2008年11月15日(土)～16日(日)

第5条 開催場所及び競技距離

愛媛県上浮穴郡久万高原町 美川スキー場をスタート・ゴールとする約180Km

第6条 競技内容

指示速度走行区間 : 無し (全てターゲットタイムによる時間走行区間)
スペシャルステージ : 8本 約38Km グラベル (合計約1kmのターマックを含む)
コースの総距離 : 約180Km

第7条 オーガナイザーおよび大会事務局

松山オートクラブ(略称MAC) (JAF加盟クラブNo. 38022)
代表者：竹下 俊博
所在地：〒790-0944 愛媛県松山市古川西2丁目16-22
担当者：竹下 俊博
T e l : 089-958-3089 F a x : 089-958-3069
M o b i l e : 090-2891-7471 E-M a i l : rally-mac@e-mail.jp

第8条 大会役員

大会名誉会長 : 関谷 勝嗣 (前参議院議員)
大会名誉副会長 : 河野 忠康 (愛媛県議会議員)
大会名誉副会長 : 高野 宗城 (久万高原町町長)
大会会長 : 山口 義仁 (JMRC四国運営委員長)
大会副会長 : 上村 賢司 (JMRC近畿運営委員長)
組織委員長 : 竹下 俊博 (JMRC四国)
組織委員 : 藤原 篤志 (JMRC北海道)
組織委員 : 山本 朗 (JMRC東北)
組織委員 : 小口 貴久 (JMRC関東)
組織委員 : 米谷 展生 (JMRC中部)
組織委員 : 梅津 祐実 (JMRC近畿)
組織委員 : 山本 博文 (JMRC中国)
組織委員 : 七田 定明 (JMRC九州)

第9条 競技会役員

1) 競技会審査委員会
競技会審査委員長 : 中村 善浩 (JMRC全国ラリー振興事業委員長)
競技会審査委員 : 仲野 次郎 (JMRC全国ラリー振興事業委員)
競技会審査委員 : 大西 周 (JMRC四国)

2) 競技役員

競技長 : 山本 貢
副競技長 : 小清水 昭一郎 竹下 俊博 山本 博文
副競技長 : 岡村 寛一 小牧 靖昌
コース委員長 : 長田 和浩
計時委員長 : 池田 善久
技術委員長 : 岩上 哲浩
救急委員長 : 小清水 昭一郎
事務局長 : 高木 一之

第10条 タイムスケジュール

参加申込の開始 10月10日(金) 10:00~
参加申込の締め切り 10月24日(金) ~19:00
参加確認 11月15日(土) 08:00~ 9:30
公式車両検査 11月15日(土) 08:00~10:30
開会式・ブリーフィング 11月15日(土) 11:00~11:45
ラリースタート 11月15日(土) 12:01 1号車
ゴール 11月15日(土) 20:00 1号車(予定)
表彰式・懇親会 11月15日(土) 22:00~24:00

第11条 参加申込受付期日および受付先

1. 受付期日: 2008年10月10日(金) ~ 10月24日(金) 必着
2. 受付先: 以下の受付先に必要書類及び参加料を添えて申し込むこと。

オールスターラリー部門 (中国及び四国の参加者を除く)

北海道地区: 〒062-0934 北海道札幌市豊平区平岸四条 11-4-1-103

藤原 篤志

TEL: 011-774-5557

FAX: 011-663-9348

東北地区: 〒017-0045 秋田県大館市中道 2-2-52 ミスタータイヤマン大館店

山本 朗

TEL: 0186-42-0521

FAX: 0186-42-0522

関東地区: 〒135-0045 東京都江東区古石場 2-5-10-209

宮城 孝仁

TEL: 03-3643-5783

FAX: 03-3643-5783

中部地区: 〒446-0071 愛知県安城市今池町 1-6-2-1004

米谷 展生

TEL: 0566-97-6262

FAX: 0566-97-6262

近畿地区: 〒599-8261 大阪府堺市中区堀上町 31-6

梅津 祐実

TEL: 072-279-6286

FAX: 072-221-4969

九州地区: 〒811-1213 福岡県筑紫郡那珂川町中原 4-54 J & S モータースポーツ

星野 元

TEL: 092-952-1360

FAX: 092-952-3069

中国・四国ラリーシリーズ部門および中国・四国のオールスターラリー部門参加者

〒790-0944 愛媛県松山市古川西 2 丁目 1 6 - 2 2

竹下 俊博

TEL: 089-958-3089

FAX: 089-958-3069

第12条 参加手続きおよび参加受理

1. 参加料：オールスターラリー部門
参加料 ￥65,000（2名1泊懇親会・朝食付き）
中国・四国ラリーシリーズ部門
参加料 ￥40,000
懇親会費 ￥10,000（1名1泊朝食付き）
2. その他料金：サービスカー登録料 無料（競技車両1台につきサービスカーは1台まで）
サービス員登録料 無料
サービス員宿泊料 ￥10,000（1名1泊懇親会・朝食付き）
前泊（11月14日）料金 ￥6,500（1名1泊2食付き）
前泊（11月14日）料金 ￥5,000（1名1泊朝食付き）
任意保険料 別紙参照
3. 共済掛金：JMRC共済加入者は当日共済加入を証明する物を必ず携帯すること。
当日受付において共済加入を証明できない場合には、未加入・不携帯を問わず、JMRC四国が管掌する共済に加入しなければ出走できない。（加入費用 ￥1,000/人）
4. 必要書類：参加申込書、車両申告書、宿泊申込書、自動車検査証の写し、ラリー競技に有効な任意保険〔対人（無制限）・対物（300万円以上）・搭乗者保険または共済（1,000万円以上）〕に加入していることがわかるもの。
5. 任意保険に加入する場合には、別紙の車種別保険料を、車検証のコピーと共に添付すること。
6. 参加申込は所定の用紙に必要事項を記入の上、参加料を添えて第11条の受付先に申込みこと。
7. 参加台数の上限は75台とする。
8. 組織委員会は、国内競技規則4-19に従い、理由を示すことなく参加を拒否する権限を有する。この場合、参加料等は返還される。ただし事務手数料2000円を差し引いた額を返金する。
9. 正式受理後の参加料はオーガナイザーの都合により競技会を中止した場合を除き、返還されない。

第13条 参加資格

1. 1台の車両に乗車する定員は正・副ドライバーの2名とし、両名ともに本競技会開催中に該当車を運転できる有効な運転免許証を所持していなければならない。
2. 正・副ドライバーは、競技会に有効なJAF発行の競技運転者許可証国内B級以上を所持していなければならない。
3. 参加申込者と正・副ドライバーが異なる場合、参加申込者は競技会に有効なJAF発行の競技参加許可証を所持していなければならない。
4. 参加申込者と正・副ドライバーが異なる場合、競技中の参加者の責任及び義務に関して、正ドライバーがその責任を負うものとする。

第14条 参加車両・部門・クラス

1. 参加車両
2008年度JAF国内競技車両規則第2編（ラリー車両規定）に従ったRN車両、RJ車両または当該年の日本ラリー選手権規定付則に合致したRF車両およびFIA公認車両またはJAF登録車両で、2002年12月31日以前に初度登録され、かつ2002年JAF国内競技車両規則第3編ラリー車両規定に従った車両（RB車両）で以下の条件を満たした車両とする。
 - 1) 正規の自動車登録番号表が交付されており、自動車検査証、自動車賠償責任保険証、及びラリー競技に有効な自動車保険証券を携行すること。
 - 2) 非常用赤色合図灯、非常停止表示板（2枚）、A4サイズで、表面に緑文字で「OK」、裏面に赤文字で「SOS」が記入されたもの（2枚）、牽引ロープ及び救急用品の携行を義務づける。
 - 3) エアークリーナー・マフラーは、ノーマルを装着すること。
 - 4) 国内競技車両規則第2編第2章第2条に従った4点式以上の安全ベルトを追加装着すること。（乗車人数分の装着を義務付ける）
 - 5) 国内競技車両規則第2編第2章第3条に従った消火装置を搭載すること。
 - 6) ボンネット及びトランクについて材質を変更する事ができる。ただし、下記事項に留意する事。
 - (1) 堅ろうで運行に十分耐える構造であること。
 - (2) ヒンジ、接手及びキャッチ（ストライカー）は変更しないこと。
 - (3) ハッチバック車等窓ガラスを取り付けているものの材質変更は許されない。
 - 7) ドア、窓ガラス共材質の変更は認められない。

2. 部門およびクラス区分（排気量は過給換算後の数値）

1) オールスターラリー部門

- Aクラス : 1500cc以下の車両
- Bクラス : 1500ccを超え3000cc以下の車両
- C1クラス : 3000ccを超える車両（リストラクター装着車）
- C2クラス : 3000ccを超える車両（リストラクター非装着車）

2) 中国・四国ラリーシリーズ部門

- Aクラス : 1500cc以下の車両
- Bクラス : 1500ccを超え3000cc以下の車両
- Cクラス : 3000ccを超える車両
- FAクラス : 1500cc以下の車両
- FBクラス : 1500ccを超え3000cc以下の車両
- FCクラス : 3000ccを超える車両

第15条 乗員および車両の変更

1. 正式参加受理後の乗員および車両の変更は認められない。ただし、参加者から理由を付した文書が受け付け終了時刻までに提出され、競技会審査委員会が認めた場合はこの限りではない。
2. 参加部門または参加クラスの変更を伴う車両変更は認められない。

第16条 公式車両検査およびゼッケン

1. 参加車両はオーガナイザーが指定した場所において公式車両検査を受けなければならない。
2. ゼッケンは左右のドア、ラリー競技会之証は左リアウインドーに貼付すること。
3. 公式車両検査は、第14条に記されている車両規則に基づいて行う。
4. スタート前の車両検査は保安面を主として行う。
受付時 : 運転免許証及び競技運転者（競技参加者）許可証（2名分）、自動車検査証、自賠責保険証、ラリーに有効な任意保険証
車両検査時 : 前照灯、制動灯、番号灯、方向指示器、ワイパー、ホーン、マフラー、排気音、非常停止表示板（2枚）、A4サイズで、表面に緑文字で「OK」、裏面に赤文字で「SOS」が記入されたもの（2枚）、安全ベルト、ヘルメット、レーシングスーツ、消火器、牽引ロープ、非常用赤色信号灯、救急薬品、その他
5. 規定の時間内に車検に合格しない車両は、例外なくスタートできない。
6. 競技中もしくは競技終了後、任意の競技車両について再車検を行う。
再車検の場合に必要な工具、部品、人員及び費用は参加者の負担とする。
7. オーガナイザーは、必要に応じて車両保管を命ずる権限を有する。その場合、車両保管場所への参加者及びドライバーの立ち入りはできない。

第17条 ドライバーズブリーフィング

すべての参加者、ドライバー及びナビゲーターは、ドライバーズブリーフィングに出席しなければならない。遅刻や欠席した場合には罰則が適用される場合がある。

第18条 計時

1. すべての時刻は、NHK又はNTTの時報により校正されたオーガナイザーの時計により、日本標準時間で計測する。時計の誤差に対する抗議は一切を認めない。
2. 計時は、参加車両が、計測ラインを通過した瞬間の時刻とする。
但し、任意の計測ラインにおいて、予めスタート時刻を指示する場合がある。

第19条 ルートおよび指示事項

1. ルートは、オーガナイザーが試走車によって走行し定め、ルートブックに記載する。
2. 指示書は、受付にて交付する。
3. オーガナイザーは、競技会審査委員会の承認のもとに、天候、道路状況、その他の事情により予告なくルート及び指示事項を変更することがある。
4. その他の事項は、指示書に記載する。

第20条 スタートおよび再スタート

1. スタートは、ゼッケン順に1分間隔とするが、リタイヤ等の状況に応じ繰り上げとする場合がある。
2. スタート合図後直ちにスタート出来ない車両は、競技役員によりスタートラインから前方に押し出され、当該車両は予定時刻にスタートしたものと扱われる。
3. 再スタート地点を数箇所設定する場合がある。

第21条 タイムトライアル区間（SS）について

1. SSのスタートは、直前のCP通過順とし当該SSスタート地点にてスタート時刻を記入したチェックカードを発行する。
2. 計測は、印字機能を持つクロノメーターにて秒まで計測する。
3. スタートは、1分間隔とする。
4. SSのスタート合図は、本特別規則（付則1）にあるカウントダウンシステムを使用する。また、このシステムに同期したフライングチェックシステムを使用する。
もし、このシステムが故障した場合および使用しなかった場合は、スペシャルステージラリー開催規定26条5. に従いカウントダウンする。
5. SSのスタートは、スタンディングスタートとする。競技車両は、エンジンのかかった状態でスタートライン上に停止しスタートの合図に従ってスタートする。合図が出されて20秒以内にスタートできない場合は、失格とし安全な場所に速やかに移動される。
6. 競技車両がSSを逆走することは、禁止する。
7. SSにおいては、いかなる援助を受けることも禁止される。
8. SSのフィニッシュは、フライングフィニッシュとする。
9. フィニッシュライン通過後、競技車両は、計時車両まで進みフィニッシュラインの通過時刻（時・分・秒）を記入したチェックカードの発行をうける。
10. SSフィニッシュ後の次の区間のスタート時刻は、SSフィニッシュライン通過時刻の次の分とする。
例) 11時12分37秒にSSをフィニッシュした場合
11時13分が次の区間のスタート時刻となる。
11. 反則スタートを行った場合、その行為は直ちに競技会審査委員会に報告され下記のペナルティーが課される。
 - ①最初の違反 : 10点
 - ②2回目の違反 : 30点
 - ③3回目の違反 : 60点
 - ④上記を超える違反は、競技会審査委員会の裁定による。

第22条 参加者の遵守事項

1. 競技中は道路交通法の遵守を最優先とする。
2. 一般車両および歩行者に迷惑を及ぼさないこと。
3. 他車に追従する場合または対向車のある場合は、前照灯の照射方向を適切に変換し、眩惑を生じさせないよう留意すること。
4. 明らかに追い越そうとしている車両がある場合は安全かつすみやかに進路を譲ること。
5. 登録した乗員以外は乗車してはならず、1名のドライバーによって150km以上連続して運転しないこと。
6. 競技から離脱した場合は直ちに最寄りの競技役員にリタイヤ届けを提出すること。提出が不可能な場合は電話等の手段で競技会事務局に連絡すること。
7. 失格またはリタイヤとなった場合は直ちにゼッケン、ラリー競技会之証およびその他の競技関係添付物を取り除くこと。
8. 安全ベルトは必ず装着し、SS走行時やオーガナイザーの指示がある場合は必ずヘルメットおよびレーシングスーツを着用すること。
9. SS走行時やオーガナイザーの指示がある場合は、必ずサイドウィンドウを閉じて走行すること。
10. 競技中はオーガナイザーが指定した場所以外で整備作業を行うことはできない。
11. オーガナイザーが指定した給油所以外で給油することは認められない。また給油中はエンジンを停止するとともに、乗員は車外で待機するか、車内で待機する場合は安全ベルトを外し、ドアを開けておくことが望ましい。

第23条 タイムトライアル区間（SS）での義務

1. SS内の路上に停止している競技車両があり、救急医療措置を要する負傷者がいない場合、他の競技参加車両は停止車両を避けてコースを通過するべく最大限の努力を払うこととする。
2. SS内の路上で車両が停止した場合、クルーは後続車にこれを知らせる義務を負う。その方法は、以下に従うこととする。
 - ①クルーはその場所から少なくとも50m以上手前の目立つ場所に反射式の三角表示板を配置し、後続車両に適切な合図を行わなければならない。
 - ②救急医療措置が必要な重傷を負っていない場合、または消火活動を必要としない場合は、OKマークを少なくとも3台の後続車両に明瞭に提示し、最終車両通過まで表示することが義務付けられる。
 - ③救急医療措置を要する負傷者や消火活動が必要な場合は、SOSマークを後続車両に提示し、速やかにその対処を行うこと。
3. 救急医療措置を要する負傷者や消火活動が必要な車両が発見された場合、参加者は競技を中断し、この負傷者の救出を最優先に行う義務を負う。

第24条 チェックポイント（CP）およびパスクントロール（PC）

1. CPは看板および白線にて明示し、原則として進行方向の左側に設置される。またその発見は参加者の義務とする。
2. CPの開設は、1号車の通過予定時刻の15分前とし、最終スタート車の通過予定時刻の30分後に開設される。
3. 特に指示したオープンチェックを除き、CPを見通すことのできる地点に入ってから時間調整を目的とした停止、最徐行を禁止する。
4. CPに並進進入してはならず、この場合進行方向右側の車両の計測は行わない。
5. PCをコース上に設置し、指示速度を変更することがある。
6. CP、PC共に時間計算は秒未満を切り捨てて計算すること。

第25条 サービス

1. 車両整備作業の監督は、技術委員長およびサービス管理者が行う。
2. 競技中はオーガナイザーの指定したサービス地点意外での車両整備作業を禁止する。
3. サービス地点には登録されたサービスカー、競技車両、競技役員車両以外は入場できない。また、車両整備作業を行える者は、当該車両の乗員及び登録されたサービス員とする。
4. 整備作業にあたっては、他の交通および作業員の安全確保に十分留意すること。
5. 車両整備作業の範囲は、タイヤの交換、灯火類のバルブの交換、点火プラグの交換、Vベルトの交換、各部点検増締めとし、それ以外の整備作業については技術委員長の許可を得る事。
6. 整備作業実施後は必ず担当競技役員の確認を受けること。

第26条 減点および成績

1. スタート、CP、フィニッシュによって分割された区間の実所要時間と標準時間（正解時間）との誤差をその区間の減点とする。
2. 分計時区間においては、誤差1分につき10点とする。
3. SSにおいては、所要時間1秒につき1点とする。
4. 公式タイムスケジュールに遅れた時は、100点の減点。
5. チェックカードの紛失は、1枚につき100点。
6. コントロールシートの提出時間制限、サービス時間の制限等、別途指示書や公式通知などで、時間を制限している場合のタイムオーバーは、1分につき10点。
7. コントロールシートの計算ミスは、件数に関係なく10点。
(中国・四国ラリーシリーズ部門のみでオールスター部門は除く)
8. 成績は、減点合計の少ない者を上位とし、順位決定する。
同減点の場合、次の順で決定する。
 - 1) SS1の減点の少ないもの。
 - 2) 以下、SS2から最終SSの順に減点の少ないもの。
 - 3) 抽選

第27条 失格

次の場合失格とする。

1. CPに逆方向から進入したとき。
 2. 交通事故を起こしたとき。
 3. 道路交通法に違反し、警察の取調べを受けたとき。
 4. 競技中著しく車体または保安部品を破損したとき。
 5. リタイヤの申告をせず競技から離脱したとき。
 6. 走行マナーならびに競技者としてのマナーが悪いと判断されるとき。
 7. チェックカード、コントロールカードを改ざんしたとき。
 8. 車両規則違反が発見されたとき。
 9. スタート後、車両または乗員を変更したとき。
 10. 参加者または関係者間で不正行為が行われたとき。
 11. オーガナイザーの指示する区域以外でサービス、給油をうけたとき。
 12. 各諸規則及び本規則に定める事項に違反があったとき。
 13. その他競技役員の指示に従わなかったとき。
- 以上のほか、本競技会の名誉を著しく汚したと判断したとき。

第28条 抗議

1. 参加者は自己が不当に処遇されていると判断した場合、抗議する権利を有する。
2. 抗議は抗議対象となる理由を具体的に記述して文書に抗議料(20,300円)を添え、競技長に提出する。
3. 抗議料はその抗議が成立した場合のみ返還される。
4. CPカードに関する抗議はそのCPで直ちに行い、CP責任者の判定を最終的なものとし、これに対する抗議は受け付けない。
5. 競技に対する抗議はその参加者の競技終了後30分以内に書面にて提出しなければならない。
6. 競技成績に関する抗議は暫定結果発表後30分以内に書面にて提出しなければならない。
7. 技術委員長長の裁定に対する抗議は裁定直後に抗議提出の意思表示を行い、裁定後30分以内に書面にて提出しなければならない。
8. 審査委員会の裁定結果は審査委員長より口頭で当事者に通告される。

第29条 公式通知

公式通知は、それに示す範囲において、既に示された全ての指示に優先する。

第30条 競技会の延期または中止

1. 保安上又は不可抗力のため競技会実施あるいは続行が困難になった場合、競技会審査委員会の決定により競技会の開催を中止、延期、又はコースの短縮を行う場合がある。
2. 競技会の延期のため参加者が出場できない場合、または中止の場合は参加料を返還する。ただし、天災地変の場合はこの限りではない。

第31条 賞典および賞典の制限

各部門・各クラス1位～6位

JMRCオールスターラリー部門4輪駆動1位(地区対抗戦)

JMRCオールスターラリー部門2輪駆動1位(地区対抗戦)

参加台数により各クラス参加台数の30%を下回らない範囲で賞典を制限する。

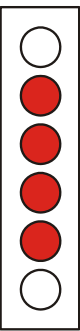
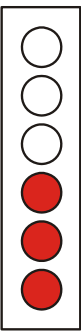
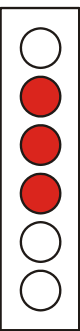
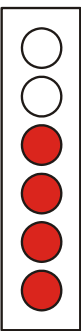
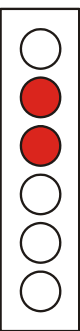
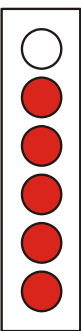
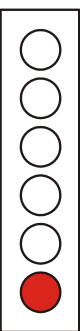
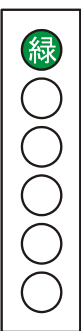
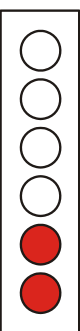
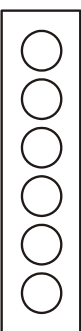
第32条 本規則の解釈

本規則及び競技に関する諸規則、公式通知の解釈について疑義が生じた場合は、審査委員会の決定を最終とする。本規則に明示されていない場合は、全て国内競技規則が優先する。

第33条 損害の補償

参加者及びサービス員は、事故、過失により生じた損害について、自己の責任において一切の処理を行わなければならない。また、JAF、JMRC、オーガナイザー、大会役員及び道路や施設の管理者が、一切の損害補償の責任を免除されていることを承知していなければならない。

付則1 スタート信号

	<p>①</p> <p>スタート30秒前 4個の赤ランプ点灯</p>		<p>⑥</p> <p>スタート3秒前 3個の赤ランプ点灯</p>
	<p>②</p> <p>スタート15秒前 3個の赤ランプ点灯</p>		<p>⑦</p> <p>スタート2秒前 4個の赤ランプ点灯</p>
	<p>③</p> <p>スタート10秒前 2個の赤ランプ点灯</p>		<p>⑧</p> <p>スタート1秒前 5個の赤ランプ点灯</p>
	<p>④</p> <p>スタート5秒前 1個の赤ランプ点灯</p>		<p>⑨</p> <p>スタート 全ての赤ランプ消灯 同時に緑ランプ点灯</p>
	<p>⑤</p> <p>スタート4秒前 2個の赤ランプ点灯</p>		<p>⑩</p> <p>スタート20秒後 緑ランプ消灯</p>